



訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可

訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションや訪問介護等に使用する車両が、訪問先に駐車場所が無いために駐車禁止場所に駐車せざる得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能です。

駐車禁止場所における駐車許可の申請について

オンライン申請

警察関係のオンライン手続について（遺失物関係以外）

（<https://www.npa.go.jp/policies/application/shinseisys/index.html>）をご参照ください。

各警察署にメールしても対応はできません。

（ア）・（イ）のいずれかに該当する場合のみ対象（該当しない方は、各警察署窓口でお手続きをお願いします。）

（ア）過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち

- ・ 許可を受けた期間の変更（例：期間の延長、日時の変更）の申請
- ・ 運転者の追加又は変更の申請
- ・ 車両の諸元・構造・車種が同一のものへの変更の申請

（イ）許可期間を除き、過去に許可を受けた申請と同一内容の申請

警察署にて申請

岐阜県警察申請届出手続案内・様式ダウンロードサービス(<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/5493.html>)

添付書類：駐車場所図2枚、自動車検査証の写し2枚、その他

提出時期：駐車する日の3日前（行政庁の休日を除く）

提出先：駐車しようとする場所を管轄する警察署の交通課